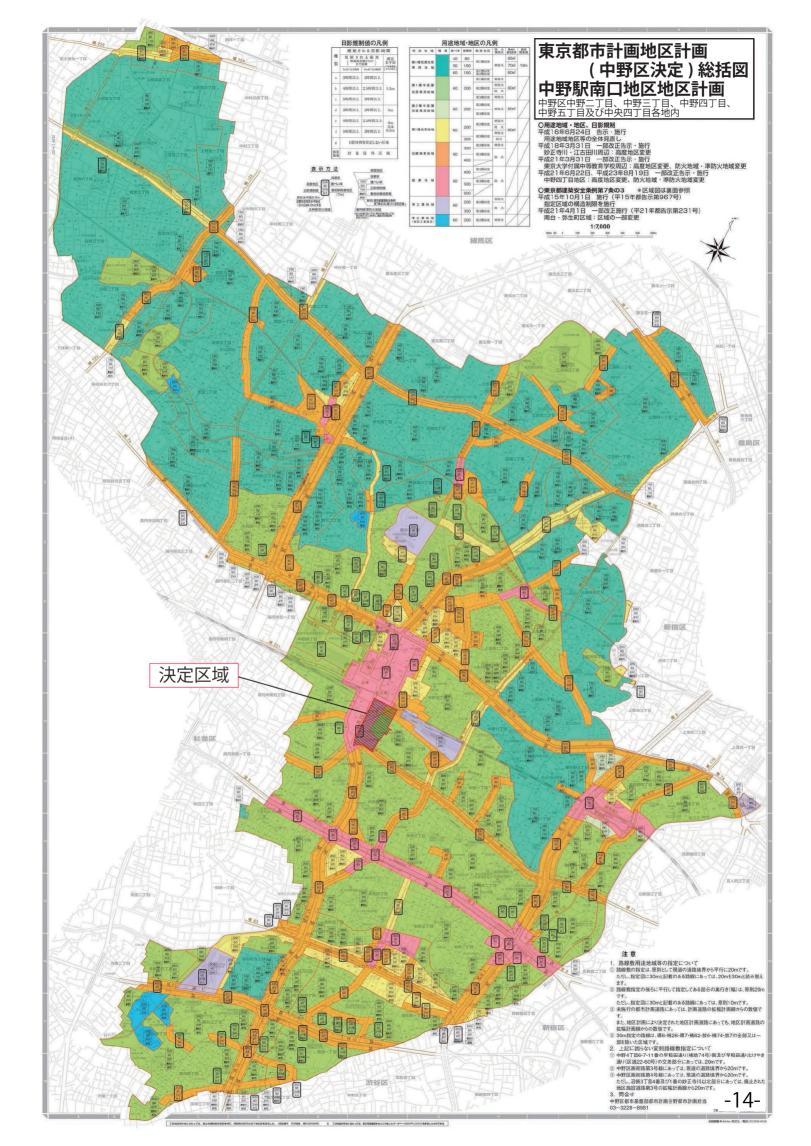
中野駅南口地区に係る都市計画の案

1	東京都市計画地区計画 中野駅南口地区地区計画の決定 *総括図・計画書・計画図	 14 頁
2	東京都市計画 用途地域の変更 (参考:東京都決定) *総括図・計画書・計画図	 26 頁
3	東京都市計画高度利用地区 中野二丁目地区の変更 *総括図・計画書・計画図	 31 頁
4	東京都市計画第一種市街地再開発事業 中野二丁目地区第一種市街地再開発事業の決定 *総括図・計画書・計画図	 38 頁
5	東京都市計画土地区画整理事業 中野二丁目土地区画整理事業の決定 *総括図・計画書・計画図	 44 頁
6	東京都市計画防火地域及び準防火地域の変更 *総括図・計画書・計画図	 49 頁
7	東京都市計画高度地区の変更 *総括図・計画書・計画図	 53 頁



東京都市計画地区計画の決定(中野区決定)

都市計画中野駅南口地区地区計画を次のように決定する。

名	新	中野駅南口地区地区計画
位	五 置※	中野区中野二丁目、中野三丁目、中野四丁目、中野五丁目及び中央四丁目各地内
重	積※	約 5. 2ha
地区計	・画の目標	本地区は、中野駅南口に位置し、商業・業務施設のほか、大規模な公社住宅の団地が立地している地区である。本地区を含む中野駅周辺地区は、中野区都市計画マスタープランにおいて「商業・業務地区」に位置づけられており、再開発などによる土地利用の高度化、景観の向上や駅前交通結節機能の改善・整備をすすめながら「広域中心拠点」として育成することとしている。一方、駅直近には更新時期を迎えた公社住宅があり、駅前立地を活かした土地利用が十分に図られていない状況にある。また、駅前広場の歩行者空間の不足やバス・タクシーなどの交通の輻輳解消、高低差のある地形に対応したユニバーサルデザインに配慮した交通動線の改善など、公共施設整備が必要な地区である。そこで、本地区においては、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を進め、公社住宅一帯の再開発により、商業・業務、都市型住宅など多様な都市機能が集積する南口のにぎわいの核を形成するとともに、南口駅前広場の拡張整備や東西南北の交通動線の整備を行い、安全で快適な交通結節点とし、人々の回遊とにぎわいが広がる複合市街地の形成を図る。また、再開発の周辺においては、建物の更新にあわせた商業・業務機能の誘導、歩行者空間やオープンスペースの創出、防災性の向上を図る。
土	地利用の方針	中野区の「広域中心拠点」の形成に向けて、地区の立地特性を踏まえ、3つの地区に区分し、土地利用の方針を以下に定める。
1 / / -	区施設の整備	 1 A地区 ・土地区画整理事業と市街地再開発事業の一体的施行により駅前広場の拡張整備や広場空間を確保し、中野駅南口の玄関口として交通結節機能の強化を図るとともに、駅前立地を活かした土地の合理的かつ健全な高度利用を誘導し、南口のにぎわいの核となる商業・業務・都市型住宅等の多様な都市機能が集積した複合的な土地利用を図る。 ・駅から周辺への回遊性を高めるユニバーサルデザインに配慮した東西南北の交通動線の整備や、人々の憩いや交流の場となる広場空間を確保し、安全性と利便性の向上を図るとともに、にぎわいの連続性を創出する。 2 B地区 ・駅からの連続したにぎわいと魅力的な商店街の形成を図るため、協調建替え等により、商業・業務機能を誘導するとともに、安全で快適な歩行者空間の創出を図る。 3 C地区 一体的な土地の合理的かつ健全な高度利用を誘導し、隣接地区との連携によるにぎわいと利便性の向上を図る。 ・歩行者空間やオープンスペースを創出し、安全で快適な歩行者ネットワークの形成を図る。 安全、快適で利便性の高い都市空間の形成と防災性の向上を図るため、地区施設の整備の方針を次のように定める。
ずしの	方針	1 道路

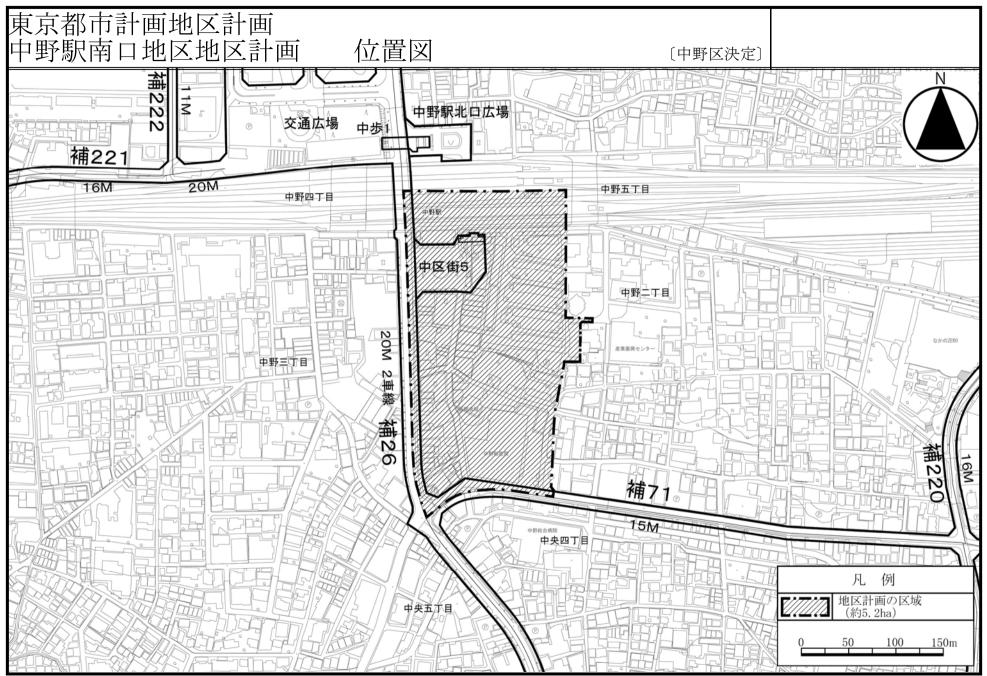
		• E	2 公園 ・駅周辺と住宅地とをつなぐ良好な環境の形成、緑化の推進、潤いとゆとりのある歩行者ネットワークの連続性を図るため、公園を整備する。											
		3 広場	, ·		##) =/ /#) =									
			,	せて安全で快適な歩行者空		ため、広場を整備する。 、人々の憩いや交流の場となる空間を確保するとともに、災害!								
				D場として提供できる広場:		、八々の思いで文価の場となる至同を確保することもに、火音								
			歩行者通路・歩道状空地											
			駅前広場、広場、地区東側住宅地を結び、駅周辺の回遊性や利便性を高めるため、ユニバーサルデザインに配慮した歩行者通											
		5	烙を整備する。											
		• 5	・安全で快適な歩行者空間を創出するため、主要区画道路及び区画道路と一体化した歩道状空地を整備する。											
	建築物等の整備	/		っしい土地利用の誘導と良力	好な駅前環境	の形成を図るために、地区の状況に応じて、建築物等の整備の								
	の方針		欠のように定める。											
					•	いの創出を図るため、建築物等の用途の制限を定める。								
			., ,	用を図るため、建築物の容和	責率の最高限	度、建築物の建ペい率の最高限度、建築物の敷地面積の最低限								
			を定める。		TT - 11.18E - EA									
						面後退区域における工作物の設置の制限を定める。								
	<u></u>				と凶るため、	建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限を定める。								
	位 置 面 積		中野区中野二丁目、中野三丁目及び中野五丁目各地内 約 2. 4ha											
		., .	1	TE E	77 =	/++: +x.								
	地区施設の配置及び規模	道路		幅 員	延 長	備 考 新設・拡幅								
	汉 U`观快		主要区画道路※ 区画道路1号※	11. 5~13m 8 m	約 270m 約 70m	一部変更								
地			区画道路 2 号	6 m	約 100m	拡幅								
区敷		公 園		面積	\mathcal{h} \mathcal{J} \tag{100111}	備考								
整備			公園	約 680 m²		新設								
計画	•	その他	名 称	面積		備考								
		の公共		約 500 ㎡		新設								
空地 広場 2 号 約 1, 100 ㎡ 新設 (デッキレベル、階段・昇降施設を含む														
			名 称	幅 員	延長	備考								
			歩行者通路1号	4 m	約 125m	新設(植栽を含む。)								
			歩行者通路2号	4 m	約 20m	新設(植栽を含む。)								

						-			
			歩行者通路3号	4 m	約 110m	新設(デッキレベル、都市施設のデッキと接続、植栽を含む。)			
			歩行者通路4号	4 m	約 80m	新設(デッキレベル、植栽を含む。)			
			歩行者通路5号	4 m	約 13m	新設 (デッキレベル・ブリッジ)			
			歩道状空地1号	4 m	約 200m	新設(植栽を含む。)			
			歩道状空地2号	4 m	約 35m	新設(植栽を含む。)			
	地区の区分	名 称		A-1地区	•	A-2地区			
		面積		約 0. 6ha					
	建築物等の用	途の制	1 風俗営業等の規制	別及び業務の適正化等に関す	する法律(昭著	和 23 年法律第 122 号)第 2 条第 1 項各号に掲げる風俗営業、			
	限※		同条第5項に該当っ	する営業の用に供する建築物	勿は建築して <i>(</i>	はならない。			
			2 1階及び2階に	は、主たる用途として店舗、	飲食店、事				
			務所、診療所、保育	育所その他これらに類する旅	施設を導入す	_			
			るものとする。						
建	建築物の容積	率の最				土地区画整理事業の施行区域内の敷地について、仮換地指定			
築	高限度※			_		以前は20/10とする。			
建築物等	建築物の建ぺ	い率の				土地区画整理事業の施行区域内の敷地について、仮換地指定			
に	最高限度					以前は6/10とする。			
関する	建築物の敷地 最低限度	祖面積の			1, 00	00 m²			
事項	壁面の位置の	制限	建築物の壁面又はこ	これに代わる柱の面から道路	各境界線又は	隣地境界線までの距離は、計画図に表示する数値以上とする。			
項			ト ただし、歩行者デッキ	ド、歩行者デッキを支えるた	とめの柱、落っ	下物防止及びその他歩行者の安全性を確保するために必要な庇 			
			を除く。						
	壁面後退区域	或におけ	壁面の位置の制限は	こより建築物が後退した区域	或においては、	、門、へい、広告物、看板その他歩行者の通行の妨げになるよ			
	る工作物の影	2置の制	うな工作物を設置して	てはならない。ただし、公益	益上必要なもの	のについてはこの限りではない。			
	限								
	建築物等の刑	多態又は	1 建築物の外壁又に	はこれに代わる柱の色彩は、	原色を避け、	、街並み形成に配慮するなど周辺環境と調和したものとする。			
	色彩その他の	の意匠の	2 屋外広告物は、街並みと調和のとれたものとし、設置位置、形態、規模、意匠などについて適切に配						
	制限		な都市景観の形成は	こ寄与するものとする。					
	·	·			·	*************************************			

※は知事協議事項

「区域、地区の区分、地区施設の配置及び壁面の位置の制限については計画図表示のとおり」

〔理由〕 土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図り、広域中心拠点にふさわしい魅力ある都市空間を形成するため、地区計画を定める。



この地図は、東京都と株式会社ミッドマップが著作権を有している東京都縮尺 2,500 分の 1 の地形図を使用して作成したものである。無断複製を禁ず。(承認番号) 26 都市基交測第 123 号 平成 26 年 9 月 9 日、(利用許諾番号) MMT 利許第 009 号—25 平成 26 年 9 月 9 日この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺 2,500 分の 1 の地形図(道路網図)を使用して作成したものである。ただし、計画線は、都市計画道路の計画図から転記したものである。無断複製を禁ず。(承認番号) 26 都市基街測第 62 号 平成 26 年 6 月 27 日



この地図は、東京都と株式会社ミッドマップが著作権を有している東京都縮尺 2,500 分の 1 の地形図を使用して作成したものである。無断複製を禁ず。(承認番号) 26 都市基交測第 123 号 平成 26 年 9 月 9 日 (利用許諾番号) MMT 利許第 009 号―25 平成 26 年 9 月 9 日 この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺 2,500 分の 1 の地形図(道路網図)を使用して作成したものである。ただし、計画線は、都市計画道路の計画図から転記したものである。 無断複製を禁ず。(承認番号) 26 都市基街測第 62 号 平成 26 年 6 月 27 日



この地図は、東京都と株式会社ミッドマップが著作権を有している東京都縮尺 2,500 分の 1 の地形図を使用して作成したものである。無断複製を禁ず。(承認番号) 26 都市基交測第 123 号 平成 26 年 9 月 9 日、(利用許諾番号) MMT 利許第 009 号―25 平成 26 年 9 月 9 日この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺 2,500 分の 1 の地形図(道路網図)を使用して作成したものである。ただし、計画線は、都市計画道路の計画図から転記したものである。無断複製を禁ず。(承認番号) 26 都市基街測第 62 号 平成 26 年 6 月 27 日



この地図は、東京都と株式会社ミッドマップが著作権を有している東京都縮尺 2,500 分の 1 の地形図を使用して作成したものである。無断複製を禁ず。(承認番号) 26 都市基交測第 123 号 平成 26 年 9 月 9 日 (利用許諾番号) MMT 利許第 009 号 - 25 平成 26 年 9 月 9 日 この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺 2,500 分の 1 の地形図(道路網図)を使用して作成したものである。ただし、計画線は、都市計画道路の計画図から転記したものである。 無断複製を禁ず。(承認番号) 26 都市基街測第 62 号 平成 26 年 6 月 27 日



この地図は、東京都と株式会社ミッドマップが著作権を有している東京都縮尺 2,500 分の 1 の地形図を使用して作成したものである。無断複製を禁ず。(承認番号) 26 都市基交測第 123 号 平成 26 年 9 月 9 日、(利用許諾番号) MMT 利許第 009 号―25 平成 26 年 9 月 9 日この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺 2,500 分の 1 の地形図(道路網図)を使用して作成したものである。ただし、計画線は、都市計画道路の計画図から転記したものである。無断複製を禁ず。(承認番号) 26 都市基街測第 62 号 平成 26 年 6 月 27 日

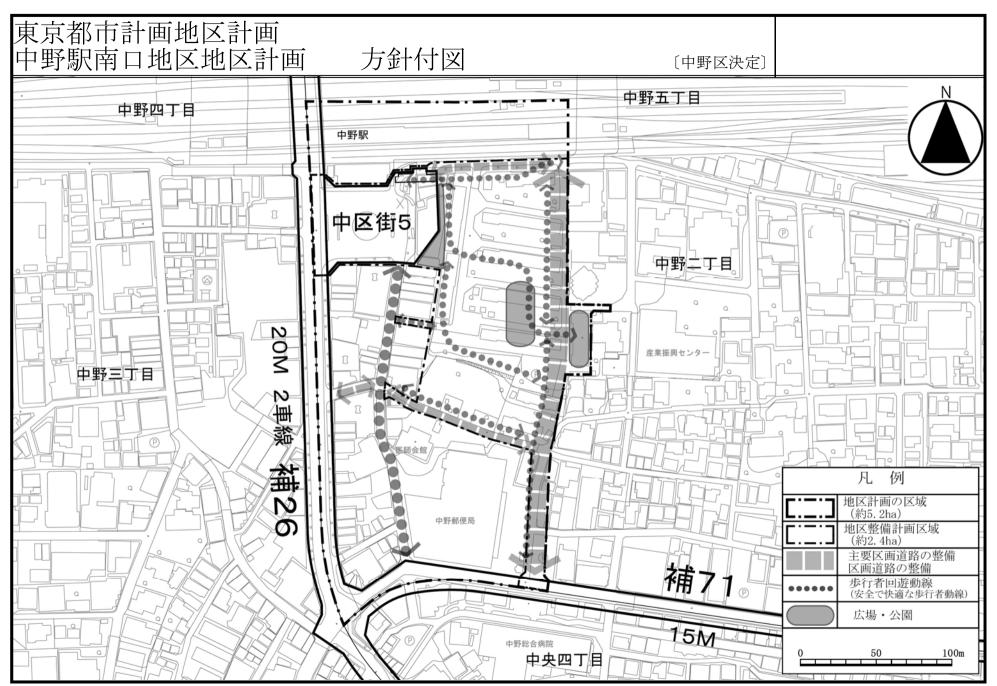


この地図は、東京都と株式会社ミッドマップが著作権を有している東京都縮尺 2,500 分の 1 の地形図を使用して作成したものである。無断複製を禁ず。(承認番号)26 都市基交測第 123 号 平成 26 年9月9日、(利用許諾番号) MMT 利許第 009 号 - 25 平成 26 年9月9日 この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺 2,500 分の 1 の地形図(道路網図)を使用して作成したものである。ただし、計画線は、都市計画道路の計画図から転記したものである。

無断複製を禁ず。(承認番号) 26都市基街測第62号 平成26年6月27日

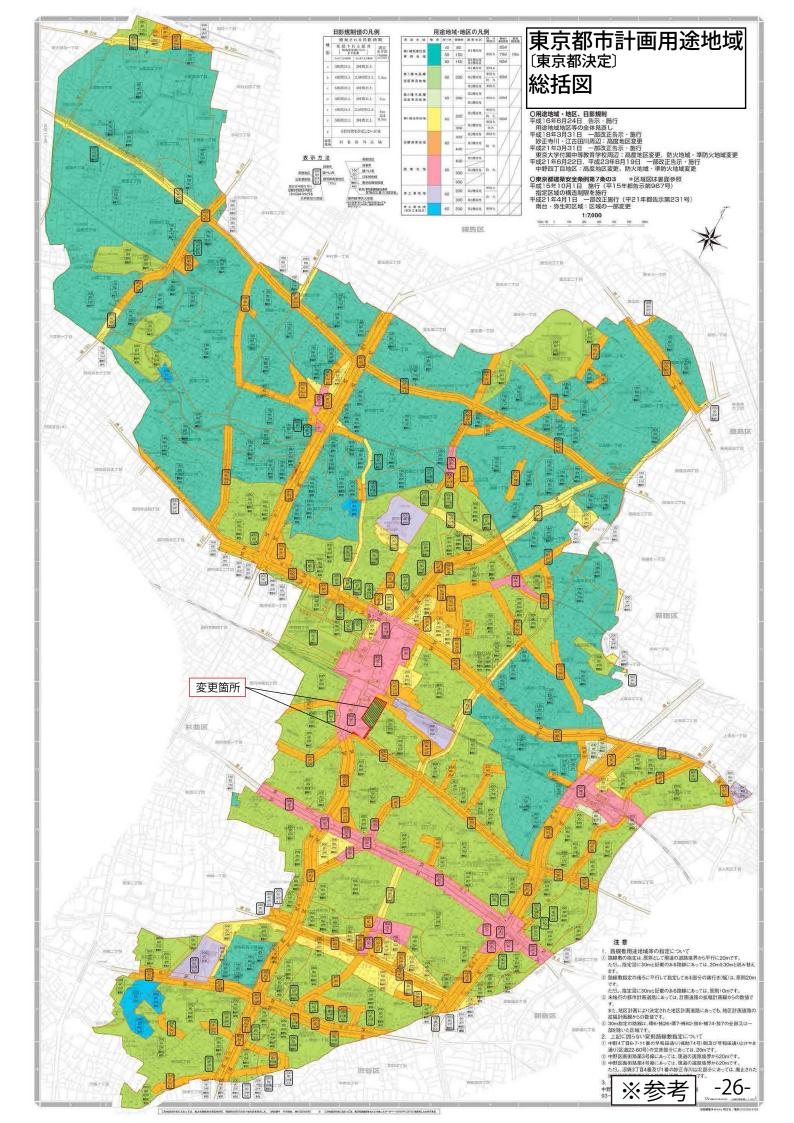


この地図は、東京都と株式会社ミッドマップが著作権を有している東京都縮尺 2,500 分の 1 の地形図を使用して作成したものである。無断複製を禁ず。(承認番号) 26 都市基交測第 123 号 平成 26 年 9 月 9 日、(利用許諾番号) MMT 利許第 009 号—25 平成 26 年 9 月 9 日 この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺 2,500 分の 1 の地形図(道路網図)を使用して作成したものである。ただし、計画線は、都市計画道路の計画図から転記したものである。無断複製を禁ず。(承認番号) 26 都市基街測第 62 号 平成 26 年 6 月 27 日



この地図は、東京都と株式会社ミッドマップが著作権を有している東京都縮尺 2,500 分の 1 の地形図を使用して作成したものである。無断複製を禁ず。(承認番号) 26 都市基交測第 123 号 平成 26 年 9 月 9 日、(利用許諾番号) MMT 利許第 009 号—25 平成 26 年 9 月 9 日

モッカッド、ペーパー (1977年) 1970年 197



東京都市計画用途地域の変更(東京都決定)都市計画用途地域を次のように変更する。

(中野区分)

種 類	面 積	容積率	建ぺい率	外壁の後 退距離の 限度	建築物の 敷地面積 の最低限 度	建築物の 高さの限 度	備	考
	約 ha	以下	以下	m	m²	m	約 %	
第一種	60. 1	8/10	4/10	_	85	10	3. 9	
低層住居専用地域	116.1	15/10	5/10	_	70	10	7.4	
4 /11 /2 /34	459.4	15/10	6/10	_	60	10	29. 5	
小 計	635. 6						40.8	
第二種	約 ha	以下	以下	m	m²	m	約 %	
低層住居 明地域	_	-	_	_	_	-	-	
小 計								
第一種	約 ha	以下	以下	m	m²	m	約 %	
中高層住居 専 用 地 域	512. 1	20/10	6/10	-	60	_	32. 8	
小 計	512. 1						32. 8	
第二種	約 ha	以下	以下	m	m²	m	約 %	
中高層住居 専 用 地 域	3. 9	20/10	60/10	_	60	_	0.3	
小 計	3.9						0.3	
Anton state	約 ha	以下	以下	m	m²	m	約 %	
第一種住居地域	42.9	20/10	6/10	-	60	-	2.8	
	23.8	30/10	6/10	_	60	-	1.5	
小 計	66.7						4.3	
第 二 種	約 ha	以下	以下	m	m²	m	約 %	
住居地域	_	-	_	_	_	_	_	
小 計								
準住居地域	約 ha	以下	以下	m	m²	m	約 %	
	-	_	_	_	_	_	_	
小 計								

稚 類	面 積	容積率	建ぺい率	外壁の後 退距離の 限度	建築物の 敷地面積 の最低限 度	建築物の 高さの限 度	備	考
`C P#	約 ha	以下	以下	m	m²	m	約 %	
近 隣商業地域	138. 1	30/10	8/10	-	_		8. 9	
127 213 22 33	105.8	40/10	8/10	-	-		6.8	
小 計	243. 9						15.6	
	約 ha	,	以下	m	m²	m	約 %	
商業地域	11.6	40/10	8/10	1—	1-		0.7	
尚未地域	33.0	50/10	8/10	_	_		2. 1	
	25.0	60/10	8/10	-	_	-	1.6	
小 計	69. 6						4.5	
	約 ha		以下	m	m²	m	約 %	
準工業地域	17. 6	20/10	6/10	-	1-	-	1.1	
	1.0	30/10	6/10	_	_	-	0.1	
小 計	18.6						1.2	
準工業地域	約 ha		以下	m	m²	m	約 %	
(特別工業地区)	8.6	20/10	6/10	-	_	-	0.6	
小 計	8.6						0.6	
工業地域	約 ha	以下	以下	m	m²	m	約 %	
	_	_	_	_	_	_	_	
小 計								
工工業	約 ha	以下	以下	m	m²	m	約 %	
専用地域	_	_	_	_	-	_	_	
小 計								
合 計	約 ha						%	
	1,559.0		.) .) . In .				100	

「種類、位置及び区域は、計画図表示のとおり」

理 由

中野駅南口地区地区計画の決定に伴い、土地利用上の観点から検討した結果、用途地域を変更する。

参考:東京都決定

新旧対照表

()内は変更箇所を示す。 (中野区分)

							_				(甲野	(上方)
				外壁の	建築物 の敷地	7:4» 600° 446°			新旧	対照面	漬 表	
種	類	容積率	建ぺい率	後退距 離の限	面積の	建築物の高さの開発		新		IE	増減	
				度	最低限 度	の限度	ī	面積[A]	比率	面積[B]	比率	[A-B]
		以下	以下	m	m²	m	約	ha	約 %	約 h	納 %	約 ha
第一	種	8/10	4/10	_	85	10		60. 1	3. 9	60. 1	3. 9	
低層任專用力		15/10	5/10	_	70	10		116. 1	7. 4	116. 1	7. 4	
		15/10	6/10	-	60	10		459.4	29. 5	459. 4	29. 5	
小	計						L	635.6	40.8	635. 6	40.8	
第二		以下	以下	m	m²	m	約	ha	約 %	約 ha	a 約 %	約 ha
低層任專用力		_	_	_	_	_		-	_	_	-	
小	計	151 ===			9				44 04		44 04	
第一	種	以下	以下	m	m²	m	約		., .			約 ha
中高層専用力		20/10	6/10	_	60	_		(512. 1)	(32. 8)	513. 6	32. 9	△ 1.5
小	計							(512. 1)	(32, 8)	513. 6	32. 9	
		以下	以下	m	m²	m	約	(512. 1)	· ·			約 ha
第 二 中高層		20/10	6/10		60		71.5	3. 9	0.3	3.9	0.3	,,, na
専用は		20, 10	0,10		- 00			0.0	0.0	0.0	0.0	
小	計							3. 9	0.3	3. 9	0.3	
		以下	以下	m	m²	m	約	ha	約 %	約 ha	a 約 %	約 ha
第一住居力	136	20/10	6/10	_	60	_		42.9	2.8	42. 9	2.8	
1 1 1 1		30/10	6/10	_	60	-		23.8	1.5	23. 8	1. 5	
小	計							66. 7	4. 3	66. 7	4. 3	
第二	1	以下	以下	m	m²	m	約	ha	約 %	約 h	a 約 %	約 ha
住居士	也 域	_	-	_	_	-		-	-	_	_	
小	計						L					
準住居	地域	以下	以下	m	m²	m	約	ha	約 %	約 ha	納 %	約 ha
		_	_	_	_	-		-	-	-	_	
小	計						L					

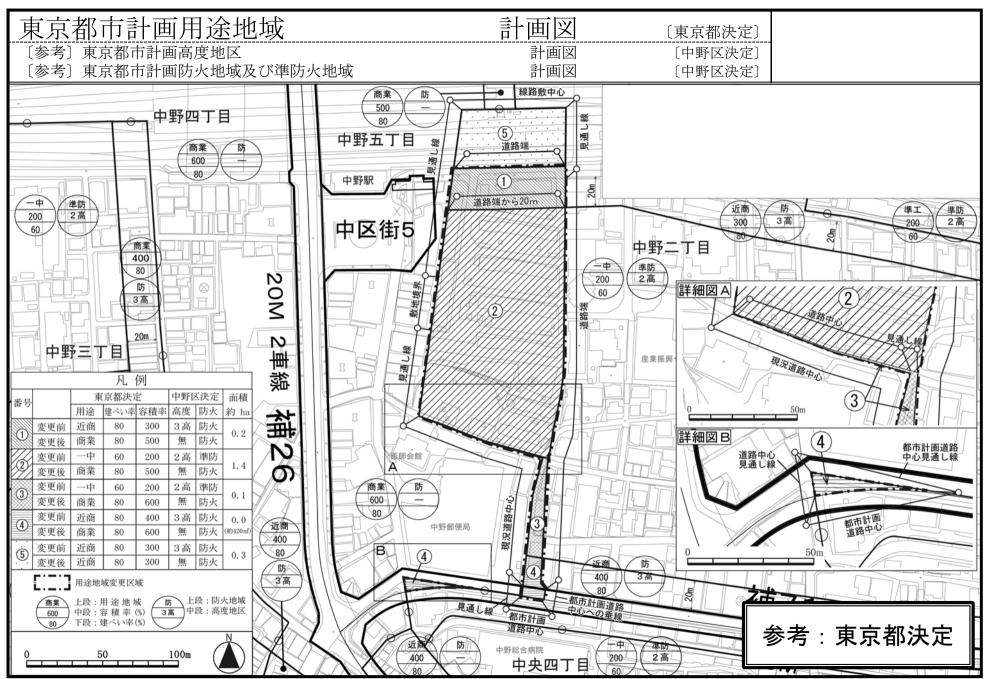
						_							_
			外壁の	建築物 の敷地	建築物			新旧	対	照面利	表		
種 類	容積率	建ぺい 率	後退距離の限	の敷地 面積の 最低限	産業物 の高さ の限度		新			旧		増	減
			度	度	12.2	Ī	ī積[A]	比率	産	i積[B]	比率	[A-	-B]
近 隣	以下	以下	m	m²	m	約	ha	約 %	約	ha	約 %	約	ha
商業地域	30/10	8/10	_	_	_		(138. 1)	(8.9)		138. 3	8. 9	Δ	0.2
	40/10	8/10	-	_	-		(105. 8)	(6.8)		105. 8	6. 8	_	0.0 20㎡)
小 計							(243.9)	(15.6)		244.1	15. 7		
	以下	以下	m	m²	m	約	ha	約 %	約	ha	約 %	約	ha
商業地域	40/10	8/10	-	_	_		11.6	0.7		11.6	0.7		
间未地似	50/10	8/10	-	-	-		(33.0)	(2.1)		31.4	2.0		1.6
	60/10	8/10	-	-	-		(25.0)	(1.6)		24. 9	1.6		0.1
小 計							(69. 6)	(4.5)		67. 9	4. 4		
	以下	以下	m	m²	m	約	ha	約 %	約	ha	約 %	約	ha
準工業地域	20/10	6/10	-	_	-		17. 6	1. 1		17.6	1. 1		
	30/10	6/10	-	_	_		1. 0	0. 1		1.0	0. 1		
小 計						L	18.6	1. 2		18.6	1. 2		
準工業地域 (特別工業地	以下	以下	m	m²	m	約	ha	約 %	約	ha	約 %	約	ha
区	20/10	6/10	_	_	-		8. 6	0.6		8. 6	0.6		
小 計						L	8. 6	0.6		8.6	0.6		
工業地域	以下	以下	m	m²	m	約	ha	約 %	約	ha	約 %	約	ha
	-	_	-	_	-		_			_	-		
小 計						L							_
工業	以下	以下	m	m²	m	約	ha	約 %	約	ha	約 %	約	ha
専用地域	_	_	_	_	_		-	_		_	_		
小 計						_							
合 計						約	ha		約	ha	%	約	ha
						1	, 559. 0	100	1	, 559. 0	100		

参考:東京都決定

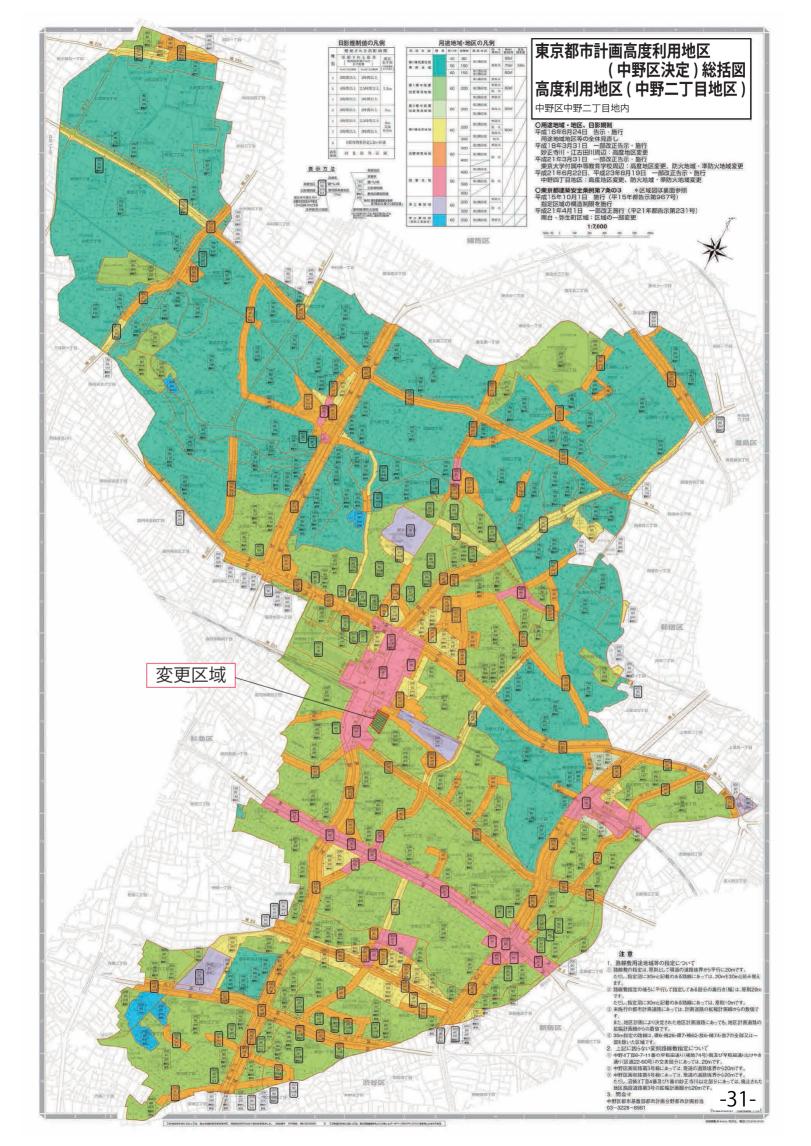
変更概要 (中野区分)

番号	変更箇所	変更前	変更後	面積	備考	
	中野区中野二丁目	近隣商業地域	商業地域	約 ha	用途及び容積率	
1	地内	建ペい率 80%	建ペい率 80%		の変更	
		容 積 率 300 %	容 積 率 500 %	0.2		
	-t	第一種中高層住居専用地域	商業地域	約 ha	用途、建ぺい率	
2	中野区中野二丁目地内	建ペい率 60%	建ペい率 80%	1.4	及び容積率の変	
	1 1 1 m	容 積 率 200 %	容 積 率 500 %	1.4	更	
	-t-mz = -t-mz = = -	第一種中高層住居専用地域	商業地域	約 ha	用途、建ぺい率	
3	中野区中野二丁目地内	建ペい率 60%	建ペい率 80%		及び容積率の変	
	2011	容 積 率 200 %	容 積 率 600 %	0.1	更	
	中野区中野二丁目	近隣商業地域	商業地域	約 ha	FE VA TE - Material	
4	及び中央四丁目 各地内	建ペい率 80%	建ペい率 80%		用途及び容積率の変更	
		容 積 率 400 %	容 積 率 600 %	(約420㎡)	·/ & X	

参考:東京都決定



この地図は、東京都と株式会社ミッドマップが著作権を有している東京都縮尺 2,500 分の 1 の地形図を使用して作成したものである。無断複製を禁ず。(承認番号) 26 都市基交測第 123 号 平成 26 年 9 月 9 日、(利用許諾番号) MMT 利許第 009 号―25 平成 26 年 9 月 9 日この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺 2,500 分の 1 の地形図(道路網図)を使用して作成したものである。ただし、計画線は、都市計画道路の計画図から転記したものである。無断複製を禁ず。(承認番号) 26 都市基街測第 62 号 平成 26 年 6 月 27 日



東京都市計画高度利用地区の変更(中野区決定)

都市計画高度利用地区を次のように変更する。

種 類 (地区名•区分)		面積	建築物の容積率 の最高限度 (注1)	建築物の容積率 の最低限度	建築物の建ペい 率の最高限度 (注2)	建築物の建築面 積の最低限度	壁面の位置の 制限 (注3)	備考
	※ Aゾーン	約 0.0ha (約 490 ㎡)	80/10	20/10	6/10	200 m²	4.0 m	中野二丁目地区 第一種市街地
	※ Bゾーン	約 1.0ha	70/10	20/10	6/10	200 m²	4.0 m	再開発事業区域
	小計	約 1.0ha	_	_	_	_	-	_

(注1) 建築物の容積率の最高限度の特例

1 建築物の敷地内に設ける空地の規模による限度

敷地内に設ける道路境界から4mを越える位置に設ける広場等の空地面積(地区計画に関する都市計画に定める広場で、上空に何も設けない部分に限る。)の合計の敷地面積に対する割合が10分の1未満である建築物にあっては、10分の5を減じる。

- 2 建築物の用途による限度
 - 住宅の用途に供する部分の床面積の合計の延べ面積に対する割合が3分の1未満である建築物にあっては、10分の5を減じる。
 - 3 地上部及び建築物上の緑化率による限度 東京における自然の保護と回復に関する条例及び同施行規則に規定する緑化基準に基づき算出した緑化率が 35%未満である建築物にあって は、10分の 0.6 を減じる。

(注2) 建築基準法第53条第3項第1号又は第2号いずれかに該当する建築物にあっては10分の1を、同項第1号及び第2号に該当する建築物又は同条第5項第1号に該当する建築物にあっては10分の2を加えた数値とする。

- (注3) 建築物の壁面又はこれに代わる柱の面から道路境界線までの距離は、計画図に示す数値以上とする。ただし、歩行者デッキ、歩行者デッキを 支えるための柱、落下物防止及びその他歩行者の安全性を確保するために必要な庇を除く。
- ※ 建築敷地がAゾーン及びBゾーンの区域に渡る場合においては、敷地面積、道路境界から 4mを越える位置に設ける広場等の空地面積、住宅の用途に供する部分の床面積を、それぞれAゾーン及びBゾーンの区域内にある当該部分の合計面積とする。

高度利用地区 (中野二丁目地区)

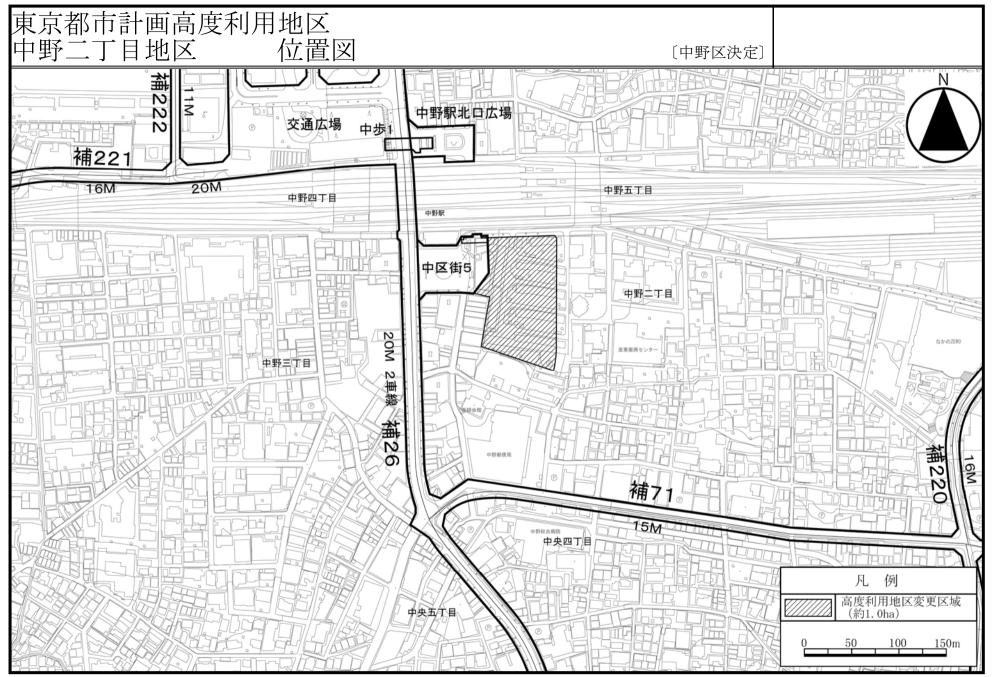
中野区内のその他の既決定地区	面積	位 置
高度利用地区 (中野四丁目東地区) (野方五丁目地区) (中野坂上本町二丁目地区) (中野坂上本町一丁目地区) (中野坂上中央一丁目西地区)	約 1.0ha 約 0.4ha 約 1.9ha 約 1.8ha 約 0.9ha	中野区中野四丁目地内 中野区野方五丁目地内 中野区本町二丁目地内 中野区本町一丁目、本町二丁目、中央一丁目及び中央二丁目各地内 中野区中央一丁目及び中央二丁目各地内
小 計	約 6.0ha	
合 計	約 7.0ha	

「位置、区域及び壁面の位置の制限は、計画図表示のとおり」

理 由 中野二丁目地区第一種市街地再開発事業の実施に伴い、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るため、高度利用地区を変更する。

変更概要

番号	変更箇所	変更前	変更後	面 積	備考
1	中野区中野二丁目地内	指定なし	高度利用地区 (中野二丁目地区)	約 1.0ha	



この地図は、東京都と株式会社ミッドマップが著作権を有している東京都縮尺 2,500 分の 1 の地形図を使用して作成したものである。無断複製を禁ず。(承認番号) 26 都市基交測第 123 号 平成 26 年 9 月 9 日 (利用許諾番号) MMT 利許第 009 号—25 平成 26 年 9 月 9 日 この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺 2,500 分の 1 の地形図(道路網図)を使用して作成したものである。ただし、計画線は、都市計画道路の計画図から転記したものである。無断複製を禁ず。(承認番号) 26 都市基街測第 62 号 平成 26 年 6 月 27 日

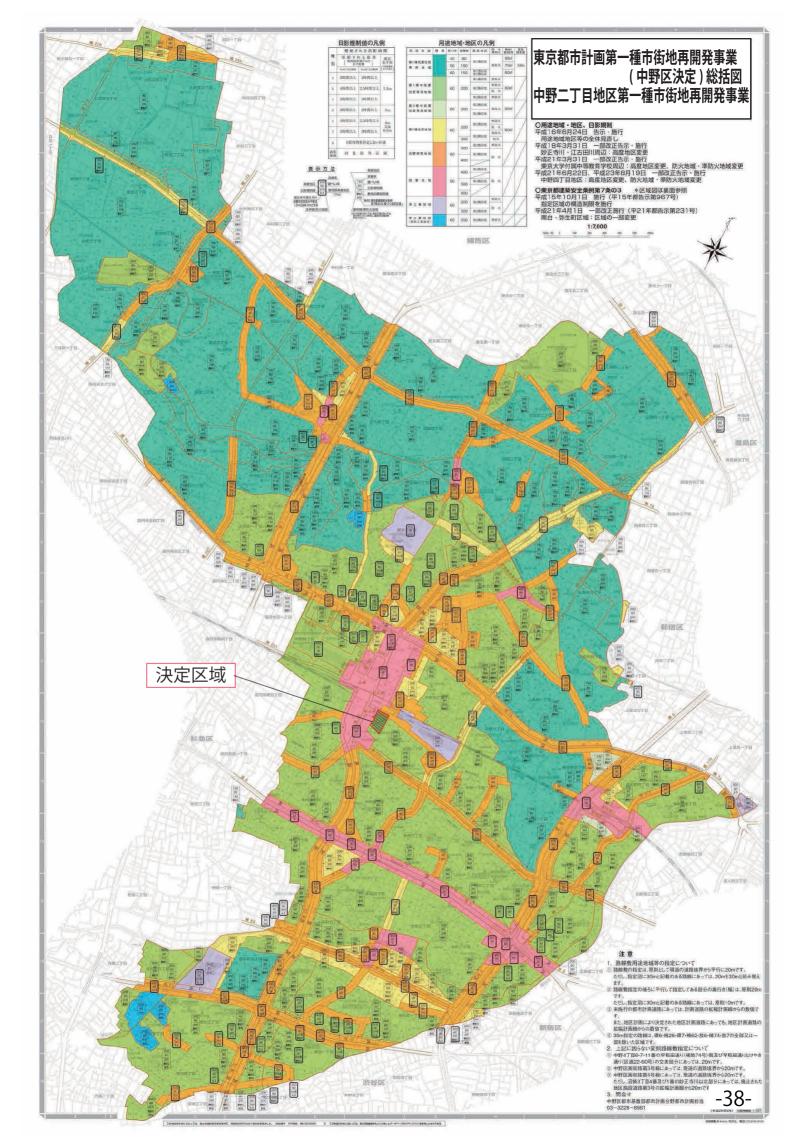


この地図は、東京都と株式会社ミッドマップが著作権を有している東京都縮尺 2,500 分の 1 の地形図を使用して作成したものである。無断複製を禁ず。(承認番号)26 都市基交測第 123 号 平成 26 年9月9日、(利用許諾番号) MMT 利許第009号—25 平成26年9月9日 - 36 -

モの地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都籍C 2,500 分の 1 の地形図(道路網図)を使用して作成したものである。ただし、計画線は、都市計画道路の計画図から転記したものである。 無断複製を禁ず。(承認番号) 26 都市基街測第 62 号 平成 26 年 6 月 27 日



この地図は、東京都と株式会社ミッドマップが著作権を有している東京都縮尺 2,500 分の 1 の地形図を使用して作成したものである。無断複製を禁ず。(承認番号)26 都市基交測第 123 号 平成 26 年 9 月 9 日、(利用許諾番号)MMT 利許第 009 号―25 平成 26 年 9 月 9 日この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺 2,500 分の 1 の地形図(道路網図)を使用して作成したものである。ただし、計画線は、都市計画道路の計画図から転記したものである。無断複製を禁ず。(承認番号)26 都市基街測第 62 号 平成 26 年 6 月 27 日



東京都市計画第一種市街地再開発事業の決定(中野区決定)

都市計画中野二丁目地区第一種市街地再開発事業を次のように決定する。

名 称 中野二丁目地区		中野二丁目地区	第一種市街地再開発事業						
施行区域面積		約 1. 0ha							
の建整築備物	建築面積		延べ面積 [容積対象面積]	主要用途	高さの限度	備考			
	約 8,000 ㎡		約 96, 700 ㎡ [約 70, 700 ㎡]	共同住宅、事務所、店舗	GL+150m、120m	GL は、 T. P.+39.0mとする。			
産業が地	建築敷地面積		整備計画						
	約 10,030 m²		・道路境界又は隣地境界から建物を後退させ、歩行者空間を確保する。・周辺からの利用に配慮した広場を敷地内に整備する。						
住宅建設の目標		の日煙	戸 数	面 積	備考				
		(約 440 戸	約 43, 900 ㎡	共用部分を含む				
参 考			地区計画及び高度利用地区の区域内にあり						

「施行区域、公共施設の配置、街区の配置、建築物の高さの限度及び壁面の位置の制限は、計画図表示のとおり」

理 由

土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図り、都心近接地としてふさわしい安全で快適な魅力ある複合市街地を形成するため、第一種市 街地再開発事業を決定する。



この地図は、東京都と株式会社ミッドマップが著作権を有している東京都縮尺 2,500 分の 1 の地形図を使用して作成したものである。無断複製を禁ず。(承認番号)26 都市基交測第 123 号 平成 26 年 9 月 9 日、(利用許諾番号)MMT 利許第 009 号―25 平成 26 年 9 月 9 日この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺 2,500 分の 1 の地形図(道路網図)を使用して作成したものである。ただし、計画線は、都市計画道路の計画図から転記したものである。無断複製を禁ず。(承認番号)26 都市基街測第 62 号 平成 26 年 6 月 27 日



この地図は、東京都と株式会社ミッドマップが著作権を有している東京都縮尺 2,500 分の 1 の地形図を使用して作成したものである。無断複製を禁ず。(承認番号) 26 都市基交測第 123 号 平成 26 年 9 月 9 日、(利用許諾番号) MMT 利許第 009 号―25 平成 26 年 9 月 9 日 この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺 2,500 分の 1 の地形図(道路網図)を使用して作成したものである。ただし、計画線は、都市計画道路の計画図から転記したものである。 - 41 -

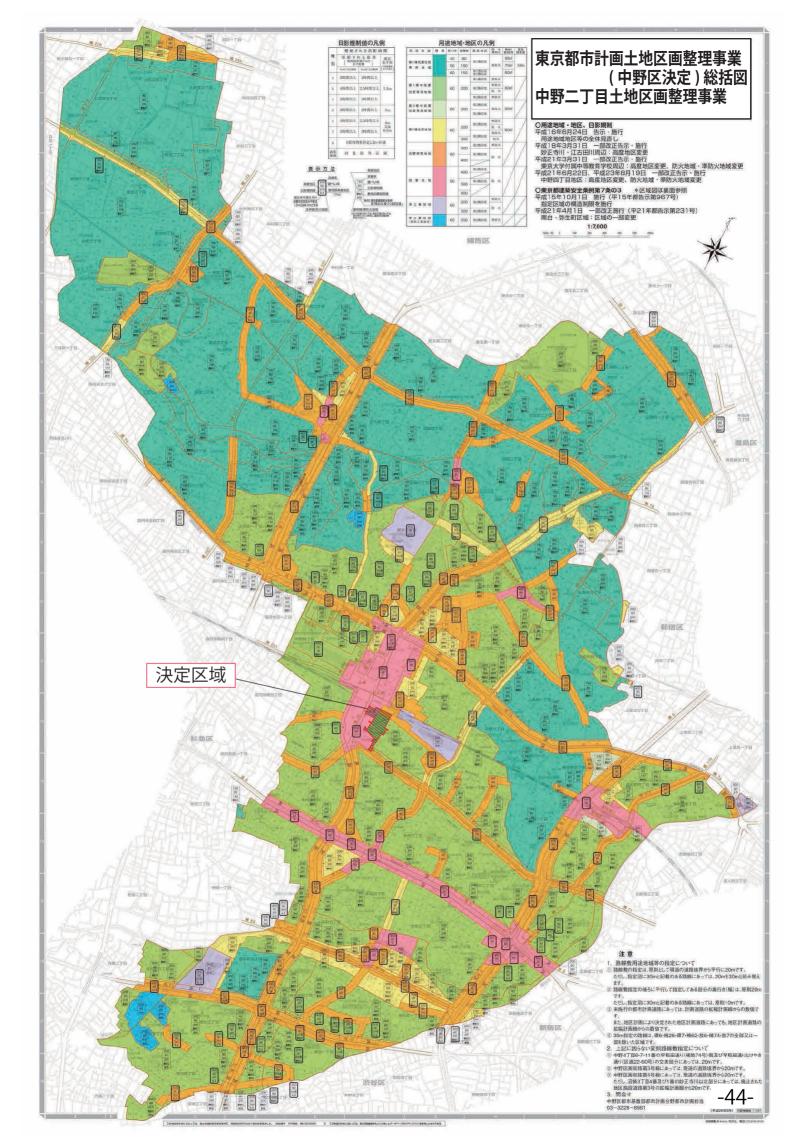
この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都補尺 2,500 分の 1 の地形図(追路網図)を使用して作成したものである。たたし、計画線は、都市計画追路の計画図から転記したものである。 無断複製を禁ず。(承認番号)26 都市基街測第 62 号 平成 26 年 6 月 27 日



この地図は、東京都と株式会社ミッドマップが著作権を有している東京都縮尺 2,500 分の 1 の地形図を使用して作成したものである。無断複製を禁ず。(承認番号) 26 都市基交測第 123 号 平成 26 年 9 月 9 日、(利用許諾番号) MMT 利許第 009 号—25 平成 26 年 9 月 9 日この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺 2,500 分の 1 の地形図(道路網図)を使用して作成したものである。ただし、計画線は、都市計画道路の計画図から転記したものである。無断複製を禁ず。(承認番号) 26 都市基街測第 62 号 平成 26 年 6 月 27 日



この地図は、東京都と株式会社ミッドマップが著作権を有している東京都縮尺 2,500 分の 1 の地形図を使用して作成したものである。無断複製を禁ず。(承認番号)26 都市基交測第 123 号 平成 26 年 9 月 9 日 (利用許諾番号) MMT 利許第 009 号 - 25 平成 26 年 9 月 9 日 この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺 2,500 分の 1 の地形図(道路網図)を使用して作成したものである。ただし、計画線は、都市計画道路の計画図から転記したものである。 無断複製を禁ず。(承認番号)26 都市基街測第 62 号 平成 26 年 6 月 27 日



東京都市計画土地区画整理事業の決定(中野区決定)

都市計画中野二丁目土地区画整理事業を次のように決定する。

名		称	中野二丁目土地区画整理事業							
面		積	約 2. 4ha							
公共施設の配置	道		種 別	名 称	幅 員	延 長	備考			
		四夕	都市計画道路	中野区画街路第5号線	_	_	交通広場 面積約 4, 150 ㎡ (嵩上部約 150 ㎡を含む。)			
		路	区画道路	主要区画道路	11.5∼13m	約 270m	中野駅南口地区地区計画で定める地区施設			
			区画道路	区画道路1号	8m	約 70m				
			区画道路	区画道路2号	6m	約 100m				
	公	湖	種別	名 称	面積		備考			
		丞	公園	公園	約 680 ㎡	中野駅南口地区地区計画で定める地区施設				
宅	地の曹	整 備	公共施設整備にあわせて、商業・業務・住宅等の複合的な土地利用を図る。							

「施行区域及び公共施設の配置は計画図表示のとおり」

理 由

市街地再開発事業との一体的施行により駅前広場の拡張整備や東西南北の交通動線の整備を行い、中野駅南口の玄関口として交通結節機能の強化を図るとともに、駅前立地を活かした土地の合理的かつ健全な高度利用を推進し、南口のにぎわいの核となる商業・業務・都市型住宅等の多様な都市機能が集積した複合的な土地利用を図る。



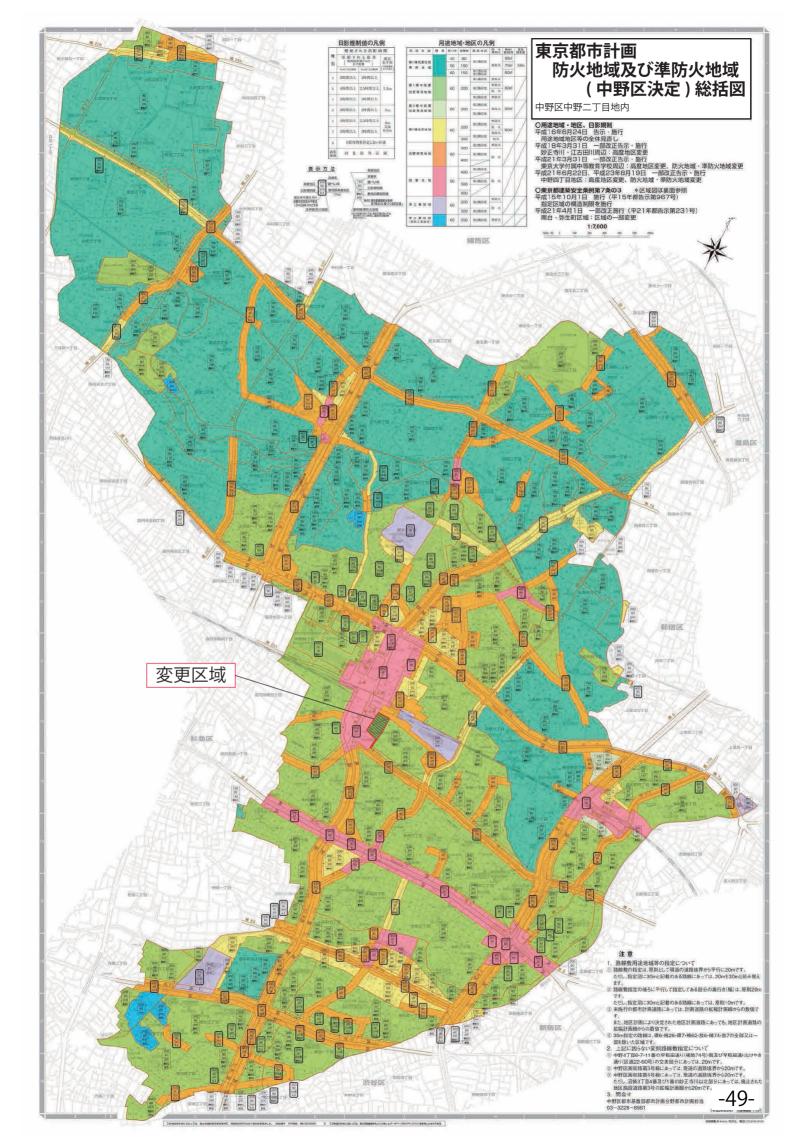
この地図は、東京都と株式会社ミッドマップが著作権を有している東京都縮尺 2,500 分の 1 の地形図を使用して作成したものである。無断複製を禁ず。(承認番号) 26 都市基交測第 123 号 平成 26 年 9 月 9 日、(利用許諾番号) MMT 利許第 009 号—25 平成 26 年 9 月 9 日 この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺 2,500 分の 1 の地形図(道路網図)を使用して作成したものである。ただし、計画線は、都市計画道路の計画図から転記したものである。無断複製を禁ず。(承認番号) 26 都市基街測第 62 号 平成 26 年 6 月 27 日



この地図は、東京都と株式会社ミッドマップが著作権を有している東京都縮尺 2,500 分の 1 の地形図を使用して作成したものである。無断複製を禁ず。(承認番号)26 都市基交測第 123 号 平成 26 年9月9日、(利用許諾番号) MMT 利許第009号—25 平成26年9月9日 この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺2,500分の1の地形図(道路網図)を使用して作成したものである。ただし、計画線は、都市計画道路の計画図から転記したものである。無断複製を禁ず。(承認番号) 26都市基街測第62号 平成26年6月27日 - 47 -



この地図は、東京都と株式会社ミッドマップが著作権を有している東京都縮尺 2,500 分の 1 の地形図を使用して作成したものである。無断複製を禁ず。(承認番号)26 都市基交測第 123 号 平成 26 年 9 月 9 日 、(利用許諾番号)MMT 利許第 009 号 — 25 平成 26 年 9 月 9 日 この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺 2,500 分の 1 の地形図(道路網図)を使用して作成したものである。ただし、計画線は、都市計画道路の計画図から転記したものである。無断複製を禁ず。(承認番号)26 都市基街測第 62 号 平成 26 年 6 月 27 日



東京都市計画防火地域及び準防火地域の変更(中野区決定)

都市計画防火地域及び準防火地域を次のように変更する。

面積欄の()内は変更前を示す。

種 類	面積	備考
	約 ha	
防火地域	387.8	中野区中野二丁目地内 1.5ha 増
	(386. 3)	
	約 ha	
準防火地域	1, 171. 2	中野区中野二丁目地内 1.5ha 減
	(1, 172. 7)	
	約 ha	
合 計	1, 559. 0	
	(1, 559. 0)	

[「]位置、種類及び区域は、計画図表示のとおり」

理 由

中野駅南口地区地区計画の決定に伴い、都市防災上の観点から検討した結果、防火地域及び準防火地域を変更する。

変更概要

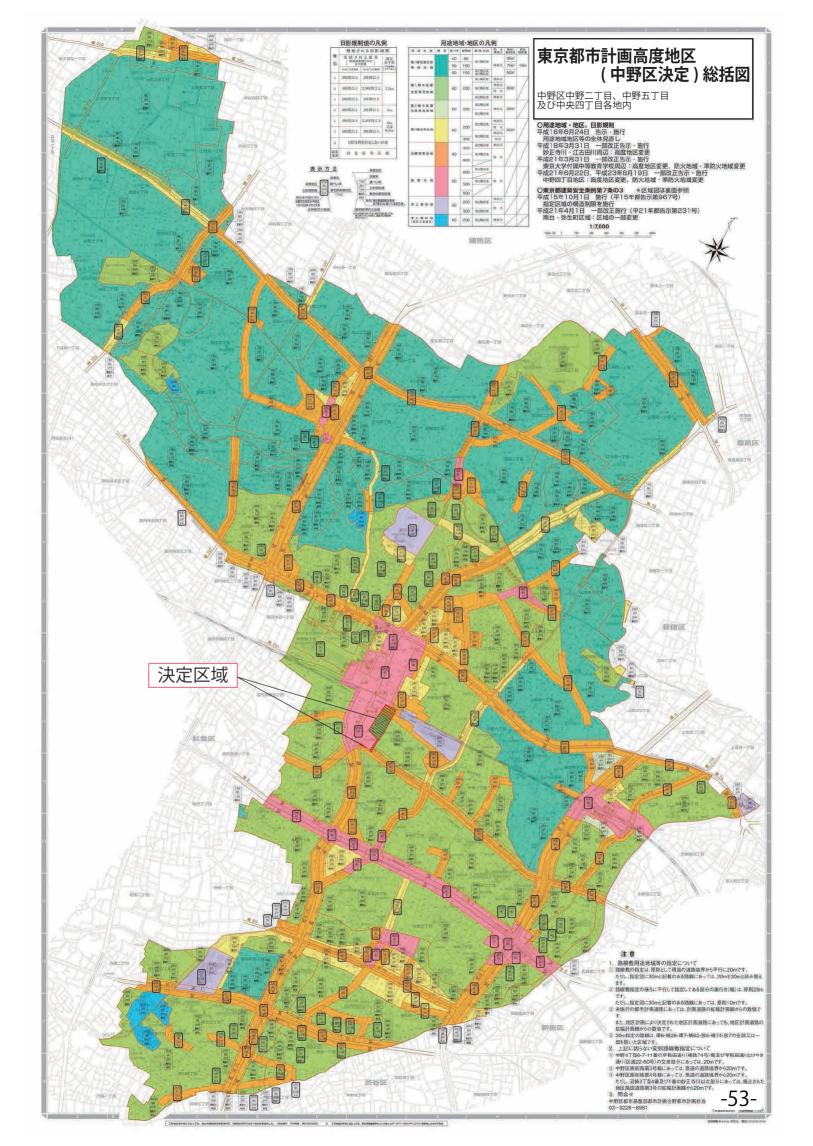
変更箇所	変更前	変更後	面積	備考
中野区中野二丁目地内	準防火地域	防火地域	約 ha 1.5	



この地図は、東京都と株式会社ミッドマップが著作権を有している東京都縮尺 2,500 分の 1 の地形図を使用して作成したものである。無断複製を禁ず。(承認番号) 26 都市基交測第 123 号 平成 26 年 9 月 9 日、(利用許諾番号) MMT 利許第 009 号—25 平成 26 年 9 月 9 日 この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺 2,500 分の 1 の地形図(道路網図)を使用して作成したものである。ただし、計画線は、都市計画道路の計画図から転記したものである。無断複製を禁ず。(承認番号) 26 都市基街測第 62 号 平成 26 年 6 月 27 日



この地図は、東京都と株式会社ミッドマップが著作権を有している東京都縮尺 2,500 分の 1 の地形図を使用して作成したものである。無断複製を禁ず。(承認番号) 26 都市基交測第 123 号 平 9 月 9 日、(利用許諾番号) MMT 利許第 009 号―25 平成 26 年 9 月 9 日 この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺 2,500 分の 1 の地形図(道路網図)を使用して作成したものである。ただし、計画線は、都市計画道路の計画図から転記したものである。無断複製を禁ず。(承認番号) 26 都市基街測第 62 号 平成 26 年 6 月 27 日



都市計画高度地区を次のように変更する。

面積欄の()内は変更前を示す。

	種 類	面積	建築物の高さの最高限度又は最低限度	備考
	第 1 種高度地区	約 ha 602.5	建築物の各部分の高さ(地盤面からの高さによる。以下同じ。)は、当該部分から前面道路の反対側の境界線 又は隣地境界線までの真北方向の水平距離の0.6倍に 5メートルを加えたもの以下とする。	
	第 2 種 高度地区	約 ha 589. 2 (590. 7)	建築物の各部分の高さは、当該部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離が8メートル以内の範囲にあっては、当該水平距離の1.25倍に5メートルを加えたもの以下とし、当該真北方向の水平距離が8メートルを超える範囲にあっては、当該水平距離から8メートルを減じたものの0.6 倍に15メートルを加えたもの以下とする。	
	第 3 種高度地区	約 ha 255. 6 (256. 1)	建築物の各部分の高さは、当該部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離が8メートル以内の範囲にあっては、当該水平距離の1.25倍に10メートルを加えたもの以下とし、当該真北方向の水平距離が8メートルを超える範囲にあっては、当該水平距離から8メートルを減じたものの0.6倍に20メートルを加えたもの以下とする。	
最	小 計	約 ha 1,447.3 (1,449.3)		

1 制限の緩和

- (1) この規定の適用による隣地との関係等による緩和に関する措置は、次の各号に定めるところによる。ただし、イの規定については、北側の前面道路又は隣地との関係についての建築物の各部分の高さの最高限度(以下「斜線型高さ制限」という。)が定められている場合において、その高さを算定するときに限る。
 - ア 北側の前面道路の反対側に水面、線路敷その他これらに類するもの(以下「水面等」という。)がある場合又は敷地の北側の隣地境界線に接して水面等がある場合においては、当該前面道路の反対側の境界線又は当該水面等に接する隣地境界線は、当該水面等の幅の2分の1だけ外側にあるものとみなす。
 - イ 敷地の地盤面が北側の隣地(北側に前面道路がある場合においては、当該前面道路の反対側の隣接地をいう。以下同じ。)の地盤面(隣地に建築物がない場合においては、当該隣地の平均地表面をいう。以下同じ。)より1メートル以上低い場合においては、当該敷地の地盤面は、当該高低差から1メートルを減じたものの2分の1だけ高い位置にあるものとみなす。
- (2) 一の敷地とみなすこと等による緩和の措置は、次の各号に定めるところによる。
 - ア 建築物の敷地又は建築物の敷地以外の土地で二以上のものが一団地を形成している場合において、建築基準法(昭和25年法律第201号、以下「基準法」という。)第86条第1項(同法第86条の2第8項においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定により一又は二以上の建築物の一の敷地とみなす敷地については、当該一団地を当該一又は二以上の建築物の一の敷地とみなし、この規定を適用する。
 - イ 一定の一団の土地の区域について、基準法第86条第2項(同法第86条の 2第8項においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定により、当該 区域内に存することとなる各建築物の一の敷地とみなす敷地については、当該

高 限 度

- 一定の一団の土地の区域をこれらの建築物の一の敷地とみなし、この規定を適 用する。
- 2 既存不適格建築物等に対する適用の除外

この規定の適用の際、現に存する建築物又は現に建築、修繕若しくは模様替の 工事中の建築物が当該規定に適合しない部分を有する場合においては、当該建築 物の部分に対しては、当該規定は適用しない。

3 許可による特例

次の各号の一に該当する建築物で特定行政庁(当該建築物に関する建築基準法 上の事務について権限を有する特定行政庁をいう。以下同じ。)が許可したもの については、この規定は適用しない。ただし、第2号の規定について、特定行政 庁が許可するものは斜線型高さ制限において、高さを算定するときに限る。この 場合において、特定行政庁は、第2号又は第3号に該当するものについて許可す るときは、あらかじめ建築審査会の同意を得るものとする。

- (1) 都市計画として決定した一団地の住宅施設に係る建築物で土地利用上適当と認められるもの
- (2) 建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第136条に定める敷地内 空地及び敷地規模を有する敷地に総合的な設計に基づいて建築される建築物 で市街地の環境の整備改善に資すると認められるもの
- (3) その他公益上やむを得ないと認め、又は周囲の状況等により環境上支障がないと認められる建築物

	種 類	面積	建築物の高さの最高限度又は最低限度	備考
〔最低限度〕	既決定地区 方南通り地区 平和の政 の政 で で で で で で で で で で で で で で で り た り た り	約 ha 96. 0	建築物の高さ(地盤面からの高さによる。以下同じ。) の最低限度は7メートルとする。ただし、次の各号の一に 該当する建築物または建築物の部分については、この規定 は適用しない。 (1) 都市計画施設の区域内の建築物 (2) 高さが7メートル未満の建築物の部分の水平投影面 積の合計が建築面積の2分の1未満かつ100平方メートル未満の建築物の当該部分 (3) 増築又は改築に係る建築物で当該増築又は改築が建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第137条の10第1号および第2号に定める範囲のもの (4) 附属建築物で平屋建のもの(建築物に附属する門又はへいを含む。) (5) 地下若しくは高架の工作物内又は道路内に設ける建築物その他これらに類するもの (6) その他の建築物で特定行政庁(当該建築物に関する建築基準法上の事務について権限を有する特定行政庁をいう。)が公益上又は土地利用上やむを得ないと認めて許可したもの	
	小 計	約 ha 96.0		
	슴 計	約 ha 1,543.3 (1,545.3)		

「位置、種類及び区域は、計画図表示のとおり」

理由

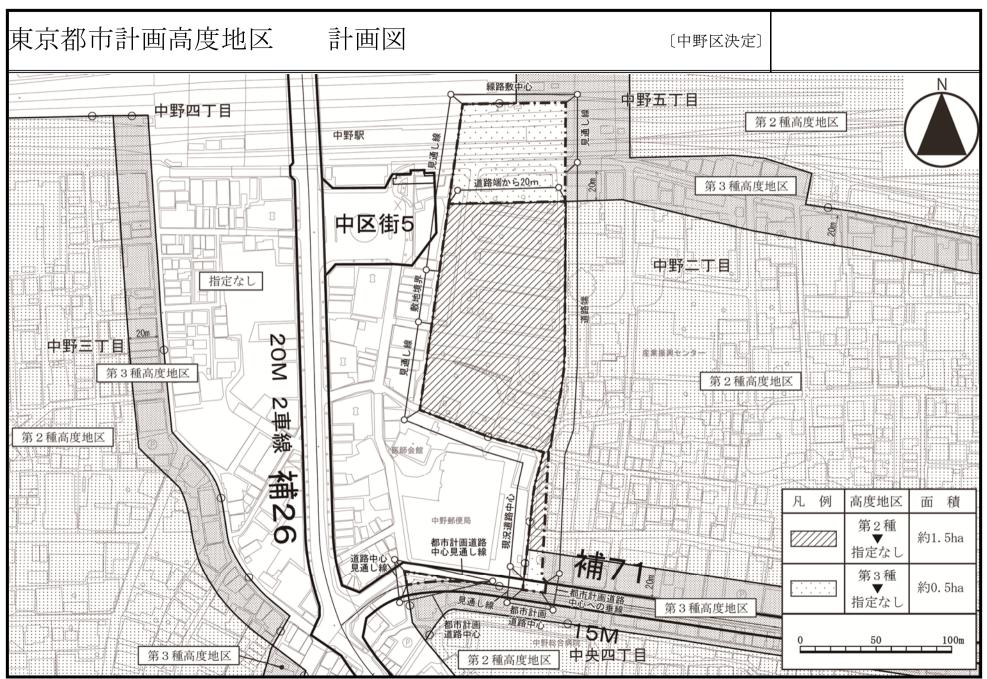
中野駅南口地区地区計画の決定に伴い、市街地環境と土地利用上の観点から検討した結果、高度地区を変更する。

変更概要

番号	変更箇所	変更前	変更後	面積	備考
1	中野区中野二丁目地内	第2種高度地区	指定なし	約 ha 1.5	
2	中野区中野二丁目、中野五丁目 及び中央四丁目各地内	第3種高度地区	指定なし	約 ha 0.5	



この地図は、東京都と株式会社ミッドマップが著作権を有している東京都縮尺 2,500 分の 1 の地形図を使用して作成したものである。無断複製を禁ず。(承認番号) 26 都市基交測第 123 号 平成 26 年 9 月 9 日、(利用許諾番号) MMT 利許第 009 号―25 平成 26 年 9 月 9 日 この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺 2,500 分の 1 の地形図(道路網図)を使用して作成したものである。ただし、計画線は、都市計画道路の計画図から転記したものである。無断複製を禁ず。(承認番号) 26 都市基街測第 62 号 平成 26 年 6 月 27 日

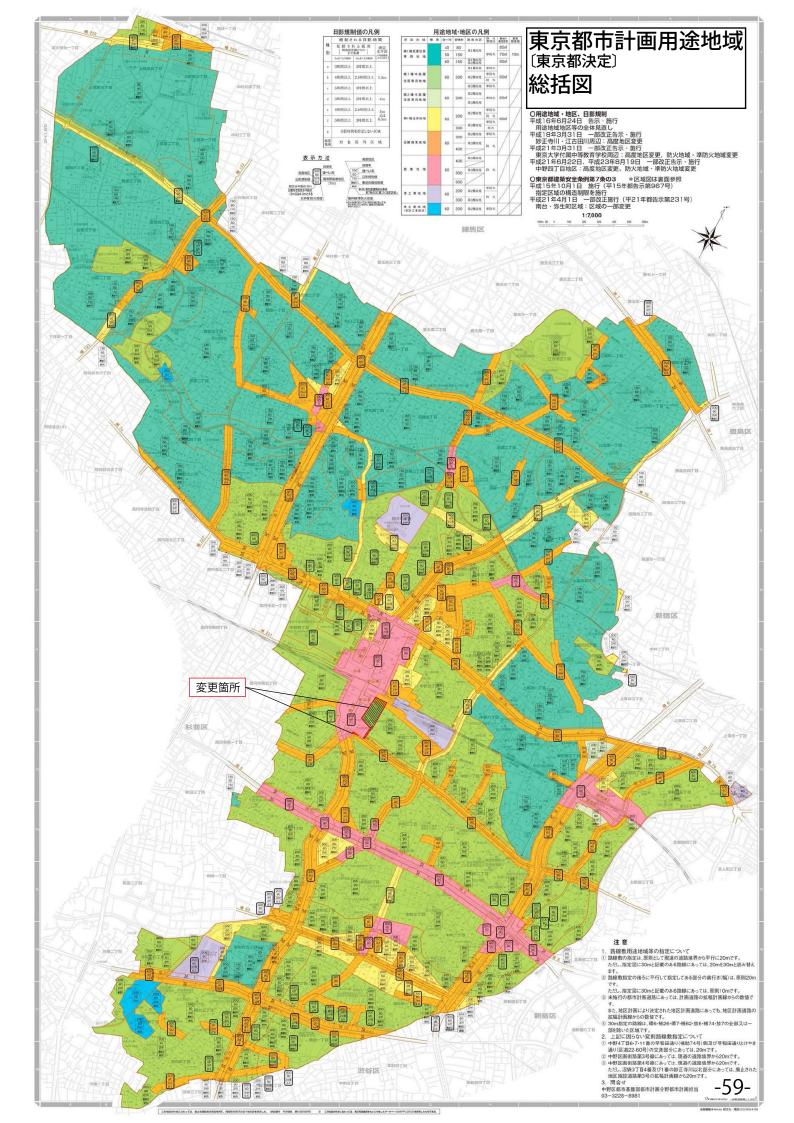


この地図は、東京都と株式会社ミッドマップが著作権を有している東京都縮尺 2,500 分の 1 の地形図を使用して作成したものである。無断複製を禁ず。(承認番号) 26 都市基交測第 123 号 平成 26 年 9 月 9 日、(利用許諾番号) MMT 利許第 009 号―25 平成 26 年 9 月 9 日 この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺 2,500 分の 1 の地形図(道路網図)を使用して作成したものである。ただし、計画線は、都市計画道路の計画図から転記したものである。 無断複製を禁ず。(承認番号) 26 都市基街測第 62 号 平成 26 年 6 月 27 日

59 頁

中野駅南口地区に係る都市計画の案

1	東京都市計画					
	用途地域の変更 (東京都決定)					
	*総括図・計画書・計画図	•	•	•	•	•



東京都市計画用途地域の変更(東京都決定)都市計画用途地域を次のように変更する。

(中野区分)

								1 1 7 7 7
種 類	面 積	容積率	建ぺい率	外壁の後 退距離の 限度	建築物の 敷地面積 の最低限 度	建築物の 高さの限 度	備	考
	約 ha	以下	以下	m	m²	m	約 %	
第一種	60. 1	8/10	4/10	_	85	10	3. 9	
低層住居専用地域	116. 1	15/10	5/10	_	70	10	7.4	
4 /11 /2 /3	459. 4	15/10	6/10	_	60	10	29. 5	
小 計	635. 6						40.8	
第二種	約 ha	以下	以下	m	m²	m	約 %	
低層住居専用地域	_	_	_	_	_	-	_	
小 計								
第一種	約 ha	以下	以下	m	m²	m	約 %	
中高層住居 専 用 地 域	512. 1	20/10	6/10	-	60	_	32. 8	
小 計	512. 1						32.8	
第二種	約 ha	以下	以下	m	m²	m	約 %	
中高層住居 専 用 地 域	3. 9	20/10	60/10	_	60	_	0.3	
小 計	3.9						0.3	
Arter 155	約 ha	以下	以下	m	m²	m	約 %	
第一種住居地域	42.9	20/10	6/10	-	60	-	2.8	
	23.8	30/10	6/10	_	60	-	1.5	
小 計	66.7						4.3	
第二種	約 ha	以下	以下	m	m²	m	約 %	
住居地域	_	_	_	_	_	_	_	
小 計	AL.						Ale 0/	
準住居地域	約 ha	以下	以下	m	m²	m	約 %	
小計	_	_	_	_	_	_	_	
\J.\ II								

種 类	頁	面	積	容積率	建ぺい率	外壁の後 退距離の 限度	建築物の 敷地面積 の最低限 度	建築物の 高さの限 度	備	考
\r_	PMG	約	ha	以下	以下	m	m²	m	約 %	
近商 業 地	隣城		138.1	30/10	8/10	-	-	-	8.9	
127 70 70			105.8	40/10	8/10	-	7		6.8	
小	計		243.9						15.6	
		約	ha	以下	以下	m	m²	m	約 %	
商業地	域		11.6	40/10	8/10	-	1-		0.7	
101 % 20			33.0	50/10	8/10	_	-		2.1	
			25.0	60/10	8/10	-	_	-	1.6	
小	計		69.6						4.5	
		約	ha	以下	以下	m	m²	m	約 %	
準工業地	! 城		17.6	20/10	6/10	_	-	-	1.1	
			1.0	30/10	6/10	_	_	_	0.1	
小	計		18.6						1.2	
準工業地		約	ha	以下	以下	m	m²	m		
(特別工業地			8.6	20/10	6/10	_	_	_	0.6	
小	計		8.6						0.6	
工業地	域	約	ha	以下	以下	m	m²	m	約 %	
			_	_	_	-	_	_	-	
小	計									
工工工	業は	約	ha	以下	以下	m	m²	m	約 %	
専用地	-,-		_	_	_	_	-	_	-	
小	計									
合	計	約	ha						%	
	• DR T	_	559.0 1歳2十 章	·画図表示の	1.420.				100	

「種類、位置及び区域は、計画図表示のとおり」

理 由

中野駅南口地区地区計画の決定に伴い、土地利用上の観点から検討した結果、用途地域を変更す 5。

新旧対照表

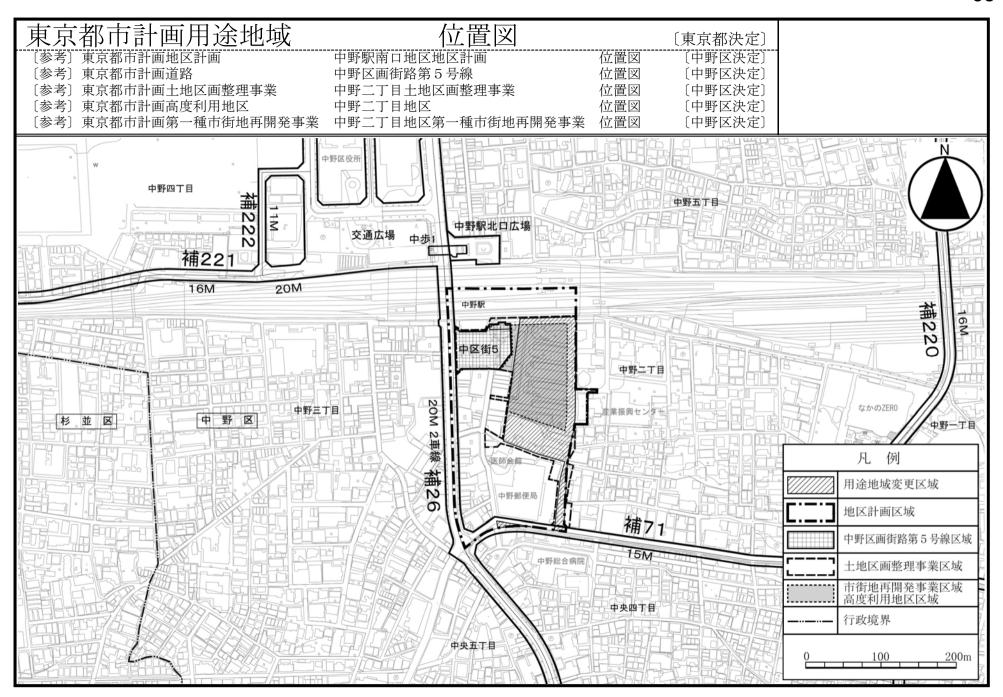
()内は変更箇所を示す。(中野区分)

							_					(甲對	四ノ	<i>,</i>
				外壁の	建築物 の敷地	7.4h 400: A-6-a			新旧	対照	面利	責 表		
種	類	容積率	建ぺい率	後退距 離の限	面積の	建築物の高さ		新			旧		堆	減
			_	度	最低限 度	の限度	Ī	面積[A]	比率	面和	責[B]	比率	[A-B]	
<u> </u>		DI T	N.T		2				1 - 1	_			<u> </u>	
第 -	- 種	以下 8/10	以下 4/10	m _	m² 85	m 10	約	60. 1	約 % 3.9	,,,,	60. 1	約 % 3.9	彩り	ha
低層期		15/10	5/10	_	70	10		116. 1	7. 4	l	16. 1	7. 4		
サカ	地域	15/10	6/10	_	60	10		459. 4	29. 5	l .	159. 4	29. 5		
小	計							635. 6	40.8	6	35. 6	40.8		
第二		以下	以下	m	m²	m	約	ha	約 %	約	ha	約 %	約	ha
低層期		-	_	_	_	_		-	_		_	_		
小	計	以下	以下		m²		約	ho	約 %	約	ho	約 %	約	ha
第一第一中高層	1365	20/10	6/10	m _	60	_ m	ボソ	(512. 1)			па 513. 6	32.9		na 1.5
専用		20/10	0/10		00			(012. 1)	(02.0)	ľ	710. 0	02. 3	_	1.0
小	計							(512. 1)	(32. 8)	5	513. 6	32. 9		
第二	二種	以下	以下	m	m²	m	約	ha	約 %	約	ha	約 %	約	ha
中高層 専 用	層住居	20/10	6/10	_	60	_		3. 9	0.3		3. 9	0.3		
小	計	DI T	DI T		2		44	3. 9	0.3	44	3. 9	0.3	46	,
第 -	135	以下 20/10	以下 6/10	m _	m² 60	_ m	約	ha 42. 9	約 % 2.8	約	ha 42. 9	約 % 2.8	約	ha
住居	地域	30/10	6/10	_	60	_		23. 8	1. 5		23. 8	1.5		
小	計	30, 13	0,10					66. 7	4. 3		66. 7	4. 3		
第二	. 種	以下	以下	m	m²	m	約	ha	約 %	約	ha	約 %	約	ha
住居	地域	_	-	_	_	_		_	-		_	_		
小	計						L						$oxed{oxed}$	
準住戶	居地域	以下	以下	m	m²	m	約	ha	約 %	約	ha	約 %	約	ha
		_	-	_	_	_		-	_		-	_		
小	計													

			外壁の	建築物	andre deduced t	新旧対照面積表							
種 類	容積率	建ペい 率	後退距 離の限	の敷地 建築物 面積の の高さ 最低限 の限度					旧			増減	
			度	度		ī	ī積[A]	比率	面	i積[B]	比率	[A-	-B]
\r m4	以下	以下	m	m²	m	約	ha	約 %	約	ha	約 %	約	ha
近 隣商業地域	30/10	8/10	_	_	_		(138. 1)	(8.9)		138.3	8. 9	Δ	0.2
IN 76 'A	40/10	8/10	-	_	_		(105.8)	(6.8)		105.8	6.8		0.0 20m²)
												(#14)	20m)
小 計						L	(243.9)	(15.6)		244. 1	15.7		
	以下	以下	m	m²	m	約	ha		約	ha	約 %	約	ha
商業地域	40/10	8/10	-	_	_		11.6	0. 7		11.6	0. 7		
,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	50/10	8/10	_	_	-		(33.0)	(2.1)		31. 4	2. 0		1.6
	60/10	8/10	_	_	_		(25.0)	(1.6)		24. 9	1.6		0.1
小 計							(69. 6)	(4.5)		67. 9	4. 4		
	以下	以下	m	m²	m	約	ha	約 %	約	ha	約 %	約	ha
準工業地域	20/10	6/10	_	_	_		17.6	1. 1		17.6	1. 1		
	30/10	6/10	-	-	-		1.0	0. 1		1.0	0.1		
小 計							18.6	1. 2		18.6	1. 2		
準工業地域 (特別工業地	以下	以下	m	m²	m	約	ha	約 %	約	ha	約 %	約	ha
区)	20/10	6/10	_	_	_		8.6	0.6		8.6	0.6		
小 計							8.6	0.6		8.6	0.6		
工業地域	以下	以下	m	m²	m	約	ha	約 %	約	ha	約 %	約	ha
工業地域	-	_	-	_	_		_	-		_	-		
小 計						L							
工 業 専用地域	以下 -	以下	_ m _	m² —	m _	約	ha —	約 % -	約	ha —	約 % -	約	ha
小 計													
Δ ∌ι.						約	ha	%	約	ha	%	約	ha
合 計						1	, 559. 0	100	1	, 559. 0	100		

変更概要 (中野区分)

番号	変更箇所	変更前	変更後	面積	備考	
		近隣商業地域	商業地域	約 ha		
_1	中野区中野二丁目 地内	建ぺい率 80%	建ペい率 80%	0.2	用途及び容積率 の変更	
		容 積 率 300 %	容 積 率 500 %	0.2		
		第一種中高層住居専用地域	商業地域	約 ha		
	山野区山野 T T E	建ペい率 60%	建ペい率 80%		用途、建ぺい率、	
2	中野区中野二丁目 地内	容 積 率 200 %	容 積 率 500 %	1.4	容積率及び敷地 面積の最低限度	
		敷地面積の 最低限度 60 ㎡	敷地面積の — m² 最低限度		の変更	
		第一種中高層住居専用地域	商業地域	約 ha		
		建ペい率 60%	建ペい率 80%		用途、建ぺい率、 容積率及び敷地	
3	中野区中野二丁目 地内	容 積 率 200 %	容 積 率 600 %	0.1	石積率及い敷地 面積の最低限度	
		敷地面積の 最低限度 60 ㎡	敷地面積の — ㎡ 最低限度	V.2	の変更	
	4 及び中央四丁目	近隣商業地域	商業地域	約 ha	ELIA TANOGERA	
4		建ペい率 80%	建ペい率 80%	0.0	用途及び容積率の変更	
	各地内	容 積 率 400 %	容 積 率 600 %	(約420 m²)		





この地図は、東京都と株式会社ミッドマップが著作権を有している東京都縮尺 2,500 分の 1 の地形図を使用して作成したものである。無断複製を禁ず。(承認番号) 26 都市基交測第 123 号 平成 26 年 9 月 9 日、(利用許諾番号) MMT 利許第 009 号―25 平成 26 年 9 月 9 日